

マルチ商法に関するトラブル

掲載日: 2013年3月29日

商品やサービスを契約して会員となり、友人に売ったり、友人を紹介したりすればマージンが入り、加入者を増やすことで大きな利益が得られると勧める販売方法をマルチ商法といいます。



ご相談内容

ある会に加入すれば人脈が広がり、さらに勧誘してDVD購入につながればマージンも入ると言われた。借金して資産運用DVDを購入して会員になってはみたものの、全く売れる気配がない。友人からは怪しい組織ではないか、と指摘された。



アドバイス

収入が得られないばかりか、多額の借金や商品の在庫を抱える場合がほとんどです。内容を十分確かめずに簡単に説明を信じるのは危険です。

友人からの誘いであっても必要のない場合はきっぱりと断りましょう。また友人を勧誘することにより、その人との関係を壊してしまうおそれもあります。消費者金融などで借金させて支払わせるケースもありますが、安易に借金すると多重債務に陥る危険性があります。

マルチ商法のクーリング・オフ期間は契約書を受け取った日を含め、20日間と通常より長くなっています。たとえ期間経過後でもマルチ商法組織入会后1年未満で退会する場合は、商品の引渡し後90日未満であれば、未使用分を返品して適正な額(最大10%の負担を除いた額)の返金を受けることができます。



似ている事例

[\[消費生活トラブル相談事例\]サイドビジネス・マルチ商法](http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f370208/list370080-370267.html)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f370208/list370080-370267.html>